

# (仮称)大府SC

## 大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

### 1 概要

工場跡地を利用して食品スーパー、書籍店を核とした複合商業施設を新設する。(法第5条第1項)

### 2 届出の内容

届出年月日	平成19年9月7日		
店舗	店舗名称	(仮称)大府SC	
	店舗所在地	大府市大府町カラソ17 - 4ほか	
設置者	名称	矢作地所株式会社	
	代表者	代表取締役 大澤 茂	
	住所	名古屋市東区葵三丁目19 - 7	
	備考	なし	
小売業者	名称	株式会社ヤマナカ	
	代表者	代表取締役 中野 義久	
	住所	名古屋市東区葵三丁目15 - 31	
	備考	ほか25名	
店舗面積	10,500 m <sup>2</sup>		
施設の配置	駐車場	位置	別紙図面のとおり
		台数	813 台
	駐輪場	位置	別紙図面のとおり
		台数	211 台
	荷捌施設	位置	別紙図面のとおり
		面積	250 m <sup>2</sup>
	廃棄物 保管施設	位置	別紙図面のとおり
		容量	109.5 m <sup>3</sup>
施設の運営	営業時間	開店	午前9時(一部午前10時)
		閉店	午前3時(一部午後10時及び午後11時)
	駐車場利用時間帯	午前8時30分から午前3時15分(一部午後10時30分)まで	
	駐車場出入口	数	4箇所
		位置	別紙図面のとおり
荷捌時間帯	午前6時から午後9時50分まで		
新設する日	平成20年5月8日		

### 3 参考事項

敷地面積	29,361 m <sup>2</sup>		
建築面積	15,060 m <sup>2</sup>		
延床面積	34,393 m <sup>2</sup>		
業態	総合店		
用途地域	工業地域	-	-
備考			

# (仮称)大府SC

## 4 基本的配慮事項

配慮事項	記述事項
(1) まちづくり計画の検討	都市計画及び中心市街地活性化基本計画等について情報収集し、検討する
(2) 深夜営業の対応	駐車場の利用制限等を行い、周辺住居に配慮。
(3) 住民説明会の開催	地域住民等の理解が十分得られるよう説明・周知
(4) テナントの履行確保	テナントとの賃貸借契約の条項に付け加える
(5) 責任者の任命	テナント会長を責任者として任命
(6) 予測乖離時の措置	関係行政機関と協議の上、指針に沿った合理的処置を講じる
(7) 通年の臨時措置	年末年始など繁忙時は交通整理員を配置
(8) 開店時の臨時措置	交通整理員を配置

## 5 施設の配置及び運営方法に関する事項

### 1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

#### (1) 交通に係る事項

##### ア 駐車場の必要台数の確保

##### (ア) 小売店舗の必要駐車台数

##### a 指針による算出

行政人口	店舗面積	日來客数 原単位 (人/千㎡)	ピーク率	駅からの距離 (商業系地域の 場合)	自動車分担率	平均乗車人員	平均駐車 時間係数	必要駐車台数
83,000人	10,500 ㎡	950	14.40%	700 m	80.00%	2.03 人	1.43	813 台

総駐車台数	従業員等駐車台数	業務用駐車台数	搬出入用駐車台数	併設施設駐車台数	来客用駐車台数	評価
1,066 台	22 台	0 台	0 台	231 台	813 台	

従業員用駐車場を敷地外に38台確保

##### (イ) 小売店舗に併設施設を含めた必要駐車台数

##### a 指針の参考式による算出

併設施設 の面積	併設施設の割合 (併設施設面積/店舗面積)	必要駐車台数
4,200 ㎡	40.0%	976 台

総駐車台数	その他併設施設の駐車台数	従業員等駐車台数	業務用駐車台数	搬出入用駐車台数	来客用駐車台数	評価
1,066 台	68 台	22 台	0 台	0 台	976 台	

従業員用駐車場を敷地外に38台確保

##### イ 駐車場の位置及び構造等

1平面自走パーレータ:無	2平面自走パーレータ:有	3機械式駐車場	共用駐車場数	ピーク1hの来台車数
1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	738 台

平日のピーク1hの来台車数:486台

##### ウ 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

種別	1	収容台数	813 台	歩行者動線	分離	騒音配慮	なし	排ガス配慮	アイドリングSTOP	評価	
		出入口数	道路種別	道路幅員	歩道	交差点距離	駐車待スペース	予測来台車数	道路形態		入出庫方法
駐 車 場	東	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西北	2箇所	市町村道	6m	あり	6m	5m	356	双方向	右左折混合	あり
	西南	2箇所	市町村道	6m	あり	30m	5m	382	双方向	右左折混合	あり
	南	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	北	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通整理員等の配置 毎日配備するが、営業時間のうち混雑時間のみ配備											

評価	駐車場法の基準	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理

##### エ 周辺交通状況の把握

交通量調査	来客車両等の方向別予測	店舗周辺状況調査	交通流動の予測
実施	実施	実施	実施(交通飽和度等の検討)

# (仮称)大府SC

## (ア)交通飽和度の検討【対策後】

	休 日			平 日		
	現 況	開店後	評価	現 況	開店後	評価
交差点A	飽和度	0.395	0.764		0.493	0.615
	将来交通量 / 可能交通容量	0.380	1.310		0.380	0.870
	ピーク時間帯	11時台		17時台		
交差点B	飽和度	0.531	0.623		0.526	0.580
	将来交通量 / 可能交通容量	0.260	0.810		0.620	0.700
	ピーク時間帯	17時台		17時台		
交差点C	飽和度	0.618	0.748		0.647	0.729
	将来交通量 / 可能交通容量	0.690	0.960		0.740	0.890
	ピーク時間帯	11時台		17時台		
交差点D	飽和度	0.594	0.794		0.547	0.708
	将来交通量 / 可能交通容量	0.850	0.980		0.700	0.950
	ピーク時間帯	11時台		18時台		
交差点E (追加)	飽和度	0.401	0.578		0.524	0.641
	将来交通量 / 可能交通容量	0.540	0.960		0.480	0.700
	ピーク時間帯	16時台		17時台		
交差点F (追加)	飽和度	0.368	0.587		0.499	0.626
	将来交通量 / 可能交通容量	0.330	0.710		0.540	0.840
	ピーク時間帯	17時台		17時台		
交差点G (追加)	飽和度	0.541	0.623		0.560	0.614
	将来交通量 / 可能交通容量	0.670	0.910		0.720	0.860
	ピーク時間帯	17時台		17時台		

### 周辺道路の混雑を回避するための対策等

- ・交差点A の西行及び南行車線に右折帯を設置する。
- ・交差点B の南行車線及び交差点D の北行車線の右折帯長さを延長する。
- ・誘導看板を設置して、広域誘導を行う。
- ・周辺道路の状況を把握する人員を配置し、施設内との連絡を取り合うことで、適切な来退店車両の誘導、および一時的な退場制限を行う。
- ・店舗北側踏切付近の混雑時には、北東方面からの来店車両は交差点B を直進させて南に迂回誘導する。
- ・店舗北側の県道名和大府線の混雑時には、北側出口閉鎖し、退店車両を南側に誘導する。
- ・南側に退店車両を誘導することにより、店舗南側の市道ウド線において混雑が発生した場合は、一時的に店舗敷地内からの退場制限を行うことで、混雑緩和を図る。
- ・周辺道路の混雑が解消されたと判断された時点で、退場制限の解除、北側出口の閉鎖を解除する。

### オ 駐輪場等の確保等

駐輪場の位置及び箇所数	店舗南側、北側に各2箇所(計4ヶ所)
駐輪場の収容台数	211台
標準収容台数	300台
収容台数根拠	既存類似店舗(店舗面積13,087㎡、大阪府堺市)実績を基に算出(自転車分担率:15.8%、平均駐輪時間係数:0.664)

位置評価	台数評価

### カ 自動二輪車の駐車場の確保

自動二輪車駐車場の確保	確保	収容台数	24台
位置及び箇所	北側、南側の2ヶ所(原付用駐輪場と兼用とする)		

位置評価	台数評価

# (仮称)大府SC

## キ 荷捌施設の整備等

### (ア) 荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	250㎡	あり	10分	4台	11台	

### (イ) 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
6:00～7:00 7:00～8:00	11台	17:00～18:00	21:00～22:00	あり	1台分	

## ク 経路の設定等

### (ア) 車両関係

#### a 来客車関係

案内表示の設置	交通整理員の配置	情報提供	生活道路の回避	通学路の回避	療養施設等の回避	右折経路
あり	配置	チラシ配布	非回避	非回避	回避	あり

#### b 搬出入車両関係

通学路との交錯	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
あり	あり	非配備

非配備の場合等の対応

#### c バス・タクシー等交通機関関係

駐車場の確保
バス・タクシー等の停留所なし

#### d 地方公共団体・公共交通事業者の事業関係

パークアンドライド事業等への協力
事業なし

評価

### (イ) 歩行者通行関係

通り抜け可能通路の保持	通行妨害施設	閉店後の夜間照明の設置
必要なし	なし	配慮あり

評価

### (ウ) 廃棄物・リサイクル関係

廃棄物減量化計画	リサイクル活動推進計画
実施	実施

評価

### (エ) 防災・防犯対策への協力

#### a 防災への協力

非難場所の提供	物資の緊急提供	その他
締結可能	締結可能	特になし

#### b 防犯への協力

夜間照明の配置	警備員等の巡回	その他
配慮あり	あり	特になし

評価

## 2 生活環境悪化防止関係

### (1) 騒音発生に係る事項

#### ア 騒音問題対応策

##### (ア) 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	なし	なし	設備・車両走行	なし	なし	-
西方向	10 m	なし	車両走行	なし	あり	-
南方向	なし	なし	設備・車両走行・荷さばき 作業・廃棄物収集作業	なし	なし	-
北方向	なし	なし	設備・車両走行・荷さばき 作業・廃棄物収集作業	なし	なし	-

##### マンション建設予定地

遮音壁の影響	遮音壁設置なし

# (仮称)大府SC

## (イ)営業活動の騒音対策

早朝・深夜荷捌きの有無	なし
荷捌施設建築計画面での配慮	特になし
荷捌作業運営面での配慮	アイリングストップ、時間調整による搬入待機車削減
放送設備使用面での配慮	屋外放送なし

## (ウ)付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機等からの騒音配慮	既存住宅に影響が少ない場所に設置
給排気口等からの騒音配慮	吹出し、吸込み口の形状検討、ダクトの吸音対策
駐車場からの騒音配慮	周辺道路との段差をなくす
廃棄物収集作業等に伴う騒音配慮	早朝、深夜の作業回避
経年劣化等の事後対策	機器周辺の防音措置の強化、機器の配置の見直し・更新

## (エ)併設施設における騒音対策

施設面の騒音配慮	既存住宅に影響が少ない場所に設置
運営面の騒音配慮	吹出し、吸込み口の形状検討、ダクトの吸音対策

## イ 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	空調機室外機 144	冷却塔 0	給排気口 67	変電施設	浄化槽	ポンプ						
		冷凍機室外機 14	キューピクル 4										
	変動騒音	自動車走行	後進警報ブザー	台車走行	BGM	アナウンス							
	衝撃騒音	ゴミ収集作業	アイリング										
		荷降り音	ドア開閉音										
		リフト昇降音											
建物の構造(高さ)		鉄骨造4階建(m)											

## (ア)等価騒音レベル予測【対策後】

		西(A)	西(E)	南(D)	北(B)	北(C)
用途地域		工業地域	第1種住居地域	工業地域	工業地域	工業地域
昼間基準値		60 dB	55 dB	60 dB	60 dB	60 dB
夜間基準値		50 dB	45 dB	50 dB	50 dB	50 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	53.4 dB	48.9 dB	56.1 dB	58.9 dB	59.7 dB
	評価					
設置者	夜間等価騒音レベル	42.0 dB	38.0 dB	45.1 dB	48.6 dB	48.6 dB
	評価					
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当	妥当
		東(F:追加)				
用途地域		準工業地域				
昼間基準値		60 dB				
夜間基準値		50 dB				
設置者	昼間等価騒音レベル	55.8 dB				
	評価					
設置者	夜間等価騒音レベル	41.9 dB				
	評価					
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当				
	夜間等価騒音レベル検証	妥当				

基準値を超えた場合の対応等

--

# (仮称)大府SC

## (イ)夜間における騒音ごとの予測【対策後】

A 商工業地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無						有
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か						
上記A・Bの具体的内容   工業地域と住居系地域との境界線が50m以内(店舗南西部の一部)						
		西(a)	西(e)	南(d)	北(b)	北(c)
用途地域		工業地域	工業地域	工業地域	工業地域	工業地域
基準値を5dB減ずる要因		なし	あり	なし	なし	なし
基準値		60dB	55dB	60dB	60dB	60dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	39.4dB	45.7dB	55.4dB	60.7dB	58.7dB
	評価					
県	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	54.4dB	65.7dB	57.0 dB	56.3dB	48.4dB
	評価					
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	妥当	妥当
		東(i:追加)				
用途地域		工業地域				
基準値を5dB減ずる要因		なし				
基準値		60dB				
設置者	定常騒音の騒音レベル	59.5dB				
	評価					
県	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	57.9dB				
	評価					
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当				
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当				

### 基準値を超えた場合の対応等

西(a):午後10時以降は入口 及び出口 を閉鎖し、店舗西側住宅地に近接する駐車場の利用を制限する。  
 西(e):住居側の予測地点Eにおける予測結果は38.2dBであるため、周辺生活環境に与える影響は少ないと考えられる。  
 北(b):現在周辺に住居の立地はなく、道路建設予定地のため将来的な住居立地可能性も低く周辺生活環境に与える影響は少ないと考えられる。

## (2) 廃棄物関係

### ア 廃棄物等の保管について

悪臭問題関係配慮	冷蔵設備、洗浄設備を備えた保管庫を屋内に配置。
衛生問題関係配慮	スチロールトレイ等の容器は洗浄して保管。

### (ア)小売店舗の必要保管容量

#### a 指針に分類される廃棄物等

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更	評価
紙廃棄物用	35.00 m <sup>3</sup>	1日	1.298 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	12.98 m <sup>3</sup>	変更なし	
金属製廃棄物用	5.00 m <sup>3</sup>	1日	0.056 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	0.56 m <sup>3</sup>	変更なし	
ガラス製廃棄物用	5.00 m <sup>3</sup>	1日	0.045 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	0.45 m <sup>3</sup>	変更なし	
プラスチック製廃棄物用	36.90 m <sup>3</sup>	1日	0.134 t	0.01 t/m <sup>3</sup>	13.35 m <sup>3</sup>	変更なし	
生ごみ用	12.60 m <sup>3</sup>	1日	1.104 t	0.55 t/m <sup>3</sup>	2.01 m <sup>3</sup>	変更なし	
その他可燃性廃棄物用	15.00 m <sup>3</sup>	1日	0.567 t	0.38 t/m <sup>3</sup>	1.49 m <sup>3</sup>	変更なし	
合計	109.50 m <sup>3</sup>	-	-	-	30.83 m <sup>3</sup>	-	
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

#### b その他の廃棄物等

取扱品目	保管容量	必要保管容量	評価
廃家電用	0.00 m <sup>3</sup>	0.00 m <sup>3</sup>	
粗大ごみ用	0.00 m <sup>3</sup>	0.00 m <sup>3</sup>	
合計	0m <sup>3</sup>	0.00 m <sup>3</sup>	

# (仮称)大府SC

## (イ)小売店舗以外の施設の必要保管容量

### a 飲食店の廃棄物等

取扱品目	飲食店の面積	飲食店の保管容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更
生ごみ等用	500 m <sup>2</sup>	1.00 m <sup>3</sup>	1日	100.0 kg	550 kg/m <sup>3</sup>	0.18 m <sup>3</sup>	変更なし
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

### b 小売店舗以外の施設の廃棄物等(廃棄物等の保管場所が小売店舗と同一の場合)

取扱品目	届出容量	小売店舗以外の必要保管容量	施設全体の必要保管容量	評価
紙廃棄物用	35.00 m <sup>3</sup>	15.39 m <sup>3</sup>	28.37 m <sup>3</sup>	
金属製廃棄物用	5.00 m <sup>3</sup>	0.52 m <sup>3</sup>	1.08 m <sup>3</sup>	
ガラス製廃棄物用	5.00 m <sup>3</sup>	0.44 m <sup>3</sup>	0.89 m <sup>3</sup>	
プラスチック製廃棄物用	36.90 m <sup>3</sup>	14.80 m <sup>3</sup>	28.15 m <sup>3</sup>	
生ごみ用	12.60 m <sup>3</sup>	2.07 m <sup>3</sup>	4.08 m <sup>3</sup>	
その他可燃性廃棄物用	15.00 m <sup>3</sup>	1.05 m <sup>3</sup>	2.54 m <sup>3</sup>	
合計	109.50 m <sup>3</sup>	34.27 m <sup>3</sup>	65.10 m <sup>3</sup>	

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
ダンボール不使用納品の実施	あり	空缶・空き瓶の回収箱設置	あり
生ゴミ堆肥化施設の使用	なし	食品トレイ・ペットボトルの回収箱設置	あり
廃棄物等圧縮機の使用	なし	食品加工場の設置	あり
脱水装置の使用	なし	物販店以外の施設との保管施設の共有	あり
その他	なし	その他	なし

位置・構造	種類・処理方法ごとの分別の実施	分別廃棄を実施
	搬出作業の利便性の確保	特になし
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	夜間に作業は行わない
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	あり
	生ゴミ保管施設の密閉性の確保	あり

### イ 廃棄物等の運搬や処理について

十分な搬送頻度の確保	特になし
繁忙期の特別な措置	状況に応じて搬出回数を増便
運搬(予定)業者(免許番号)	未定(大府市許可業者)
運搬業者・処理業者に対する情報提供	特になし
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	なし

### ウ その他廃棄物関連対応策について

食品加工場等からの悪臭防止対策	グリストラップを設置するとともに清掃に努める。
併設施設からの悪臭防止対策	グリストラップを設置するとともに清掃に努める。

評価

### (3) 街づくり等への配慮

街並みづくり等への配慮	法令・条例等に準拠した店舗づくり。周辺街並みに順応した店舗外観の計画
市町村等の公的計画への協力	特になし
照明等の配慮	防犯上、必要最低限度の照明点灯にとどめ照射方向は照明塔の直下方向とします。
敷地内の緑地計画	外溝部等における緑地帯の設置や植樹等(約600m <sup>2</sup> )

評価

## (仮称)大府SC

出店地連絡会議の意見概要	対応
<p>各交差点について、来退店車両による交通への影響が少なくなるよう関係機関と協議を行い、対策を講じてください。特に右折車両が増加する交差点については、右折帯の長さ等について協議を行い、直進車線への影響がないよう対策を講じてください。</p>	<p>来退店車両による周辺交通への影響を少なくするために、大府市、知多建設事務所、警察と協議を行い以下の対策を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・交差点Aの西行及び南行車線に右折帯を設置します。</li><li>・交差点Bの南行車線及び交差点Dの北行車線の右折帯長さを延長します。</li><li>・誘導看板を設置して、広域誘導を行います</li><li>・周辺道路の状況を把握する人員を配置し、施設内との連絡を取り合うことで、適切な来退店車両の誘導、および一時的な退場制限を行います。</li><li>・店舗北側踏切付近の混雑時には、北東方面からの来店車両は交差点Bを直進させて南に迂回誘導します。</li><li>・店舗北側の県道名和大府線の混雑時には、北側出口閉鎖し、退店車両を南側に誘導します。</li><li>・南側に退店車両を誘導することにより、店舗南側の市道ウド線において混雑が発生した場合は、一時的に店舗敷地内からの退場制限を行うことで、混雑緩和を図ります。</li><li>・周辺道路の混雑が解消されたと判断された時点で、退場制限の解除、北側出口の閉鎖を解除します。</li></ul>
<p>店舗北側にある市道1243号と県道名和大府線のT字路交差点については、協議が不十分であるので関係機関と協議を行い対策を講じてください。</p>	<p>大府市、知多建設事務所、警察と協議を行い、交差点の安全確保のために以下の対策を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・交差点を通行する歩行者の安全を確保するため、一部土地を確保し、歩道用地として提供します。</li><li>・車両交錯の防止のために、交差点部分に路面表示を行います。</li></ul>



## (仮称)大府SC

<p>店舗前面市道の混雑対策について、店舗西側住宅地から入出庫する一般車両への影響回避、北側から来店する左折入庫対策等について、周辺住民の意向を踏まえた上で、関係機関と協議を行い、出入口の変更、引き込み線の設置等、混雑を回避するための対策を講じてください。</p>	<p>開店後の発生交通量が店舗西側住宅地の各交差点に及ぼす影響を再検証し、混雑時には北側出口を閉鎖し、退店車両を南側に誘導することにより、その影響は軽微であると判断しています。また、店舗西側住宅地からの生活用車両の安全性、利便性を損なうことがないように以下の対応をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・混雑時において、店舗西側住宅地の北側交差点から右折する生活車両がある場合、前面道路の滞留する来店車両を交通整理員によりすみやかに場内に誘導を行うとともに、歩道上に「生活車両を優先願います」などのプラカードをもった警備員を配置することにより、生活車両の右折を優先させます。</li> <li>・混雑時において、店舗西側住宅地の南側交差点から右折する車両がある場合は、北側出口の交通整理員により、住宅地からの車両を優先するように退店車両を出庫させます。</li> </ul>
<p>通学路の安全確保について対策を講じてください。</p>	<p>小学校と協議を行い、店舗側の歩道に設定されていた通学路が店舗対面側の歩道に変更されています。</p> <p>店舗北側の県道名和大府線については、知多建設事務所と協議を行い、歩道部分のカラー塗装を行います。またT字路交差点については、歩行者の安全確保のために、一部土地を確保し、歩道用地として提供します。</p>
<p>周辺住民の意向を踏まえた上で、交通対策・安全確保のための交通整理員及び警備員の配置計画を明らかにしてください。</p>	<p>混雑時には、以下のように交通整理員等を配置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺道路の状況を把握する人員を適所に配置し、施設内と連絡を取り合います。</li> <li>・駐車場出入口付近および各駐車場の適所に交通整理員を配置します。</li> <li>・周辺道路に交通誘導の案内を持った警備員を配置します。</li> </ul>
<p>夜間の自動車走行音が規制基準を超過しているため、周辺住民の意向を踏まえた上で騒音対策を講じてください。</p>	<p>午後10時以降は、店舗西側住宅地に近接する店舗北側の入口及び出口を閉鎖し、店舗西側住宅地に近接する駐車場を利用制限することにより、予測地点a(店舗側敷地境界)及びA(住居側敷地境界)における騒音レベルの最大値の予測結果は、a:54.4dB、A:48.2dBとなり周辺環境への影響を軽減します。</p> <p>また、当面は店舗の閉店時刻を午前2時とし、駐車場の利用時間を午前2時15分とします。</p>
<p>店舗から発生する騒音について、店舗東側の騒音予測を行い、周辺環境への影響が大きい場合は対策を講じてください。</p>	<p>店舗東側住居への影響を考慮し、一部の給排気口の稼働時間を午後10時までとします。その結果店舗東側の騒音予測結果は、直近の住居位置(予測地点F)における等価騒音レベルについては、昼間:55.8dB(基準値60dB)、夜間:41.9dB(基準値50dB)となり、店舗側敷地境界(予測地点i)における夜間の騒音レベルの最大値は59.5dB(基準値60dB)となり基準値を下回ります。また、直近住居位置(予測地点F)での夜間の騒音レベルの最大値は午後10時から午後10時30分までは47.8dB、午後10時30分以降は利用機器をさらに減らすことで43.3dBとなり、基準値50dBを下回ります。以上の予測結果により、店舗東側への影響は小さいと考えます。</p>

## (仮称)大府SC

<p>防犯及び安全確保のため、所轄警察署との協議を踏まえ、防犯カメラの設置・警備員の配備等に十分な対策を講じてください。</p>	<p>警察との協議・指導を踏まえ防犯カメラを適所に配置します。警備員については、24時間常駐者を配置し、巡回を必要に応じて行います。警察の指導を踏まえ防犯マニュアルを作成し、店舗従業員を含めた防犯体制を取ります。</p>
<p>計画の変更内容については、地域の住民の十分な理解が得られるよう、情報提供を行ってください。</p>	<p>計画内容の変更について、平成20年1月19日、20日の計2回計画の追加説明会を行い、地域住民の方々に対して情報提供を行いました。店舗西側住居に対しては、上記の説明会后、再度計画内容について情報提供を行っています。開業までに地域住民の方々に対しては、適宜計画内容についての情報提供を行っていく予定です。</p>
市町村の意見概要	
市町村の意見概要	対応
<p>周辺道路の交通渋滞緩和に向けたオペレーション対策の詳細について、周辺住民へは、その内容を十分理解して頂けるよう説明し、また来店者へは、その対策を徹底できるよう周知措置等に万全を期してください。</p>	<p>・周辺住民の方々には、誘導計画の概略について説明(平成20年1月19日、20日に説明会を開催)を行いご理解いただくように努めてまいります。          ・誘導計画の詳細については、県警および東海署の指導に基づき開業までに決定し、周辺住民に対しての周知に努めてまいります。          ・来店者への出入口・誘導計画の周知については、館内放送・路面表示・駐車場内の看板・交通誘導員等により行います。          ・なお、開業後につきましても周辺住民の方々や来店されるお客様のご意見・ご要望を賜りつつ、開業後の状況を踏まえて誘導計画の見直しを行う等すみやかに対応していきます。</p>
<p>店舗の機械設備から発生する騒音、振動について、低騒音・低振動型の機器を選定するほか、周辺民家等の位置を考慮して機械設備本体を覆う等の遮音や吸音処理を検討して、環境保全に万全を期してください。</p>	<p>店舗東側住居への影響を考慮し、一部の給排気口の稼働時間を午後10時までとします。その結果店舗東側の騒音予測結果は、直近の住居位置(予測地点F)における等価騒音レベルについては、昼間:55.8dB(基準値60dB)、夜間:41.9dB(基準値50dB)となり、店舗側敷地境界(予測地点f)における夜間の騒音レベルの最大値は59.5dB(基準値60dB)となり基準値を下回ります。また、直近住居位置(予測地点F)での夜間の騒音レベルの最大値は午後10時から午後10時30分までは47.8dB、午後10時30分以降は利用機器をさらに減らすことで43.3dBとなり、基準値50dBを下回ります。以上の予測結果により、店舗東側への影響は小さいと判断していますが、開業後に不測の事態がある場合は、適切に対応していきます。</p>
<p>夜間の駐車場の利用については、周辺民家等への騒音等の環境影響が懸念されるため、周辺住民の理解が得られるような利用計画を検討してください。</p>	<p>午後10時以降は、店舗西側住宅地に近接する店舗北側の入口及び出口を閉鎖し、店舗西側住宅地に近接する駐車場を利用制限します。また、当面は店舗の閉店時刻を午前2時とし、駐車場の利用時間を午前2時15分とします。          なお、開業後に周辺住民や来店されるお客様のご意見・ご要望を賜りつつ、開業後の状況を踏まえて適切に対応していきます。</p>

## (仮称)大府SC

<p>防犯対策について、防犯カメラの設置位置及び台数、警備員の巡回ルート、時間及び回数等を充実させて、防犯対策に万全を期してください。</p>	<p>東海署との協議、指導を踏まえて以下の対応を行う予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラを適所に配置します。</li> <li>・警備員については24時間常駐者を配置し、巡回を必要に応じて行います。</li> <li>・防犯マニュアルを作成し、店舗従業員を含めた防犯体制を取ります。</li> </ul>
<p>開店後の周辺への影響を考慮して、引き続き地域住民の意見要望等を聞く体制を整備してください。</p>	<p>地域住民の方々や来店されるお客様からご意見・ご要望がある場合、開業後は店舗のマネジメントセンター(店舗の運営事務所)に連絡していただき、誠意をもって対応させていただきます。マネジメントセンターの連絡先については、決まり次第周辺住民の方々に回覧等によりお伝えします。</p>

住民等の意見の概要	対応
<p>店舗西側住宅の生活用車両出入り口と『西側入口』『西側出口』の導線が完全に交差する。「花咲台」生活用車両出入り口より右折出の場合には『西側出口』が右折出口であり双方共が横断要素を含むこと、ピーク時の来店予想12台/分と来店以外の車両の通行とを考えると、到底右折出できなくなると予測される。また、「グランドメゾン花咲台」生活用車両出入り口より右折出の場合には、その経路が『西側入口』と重なることから入口車両が途切れ、かつ右からの車両もない場合しか右折出することは不可能であり、こちらも到底右折出できなくなると予測される。このための『西側入口』および『西側出口』を共に「グランドメゾン花咲台」生活用車両出入り口より約10m北側に移動することを要請します。また「花咲台」「グランドメゾン花咲台」双方の生活用車両出入り口共に車両感知式信号機の設置を要請します。双方の出入り口共でない場合、「花咲台」内の道路を通り、信号機のある交差点へ移動する行為が発生するため、「花咲台」内の車両通行数が増大し、安全が脅かされると予想されることから、双方共である必要があります。</p>	<p>信号設置については、関係各課と協議した経緯があり、警察から信号の設置について難しいとの意見を頂いています。</p> <p>出入口の位置については、関係部署との協議を踏まえて計画しています。</p> <p>開店後の発生交通量が店舗西側住宅地の各交差点に及ぼす影響を再検証し、混雑時には北側出口を閉鎖し、退店車両を南側に誘導することにより、その影響は軽微であると判断しています。また、店舗西側住宅地からの生活用車両の安全性、利便性を損なうことがないよう以下の対応をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・混雑時において、店舗西側住宅地の北側交差点から右折する生活車両がある場合、前面道路の滞留する来店車両を交通整理員によりすみやかに場内に誘導を行うとともに、歩道上に「生活車両を優先願います」などのプラカードをもった警備員を配置することにより、生活車両の右折を優先させます。</li> <li>・混雑時において、店舗西側住宅地の南側交差点から右折する車両がある場合は、北側出口の交通整理員により、住宅地からの車両を優先するように退店車両を出庫させます。</li> </ul>

<p>県の意見案</p>
<p>意見なし</p>

<p>県の意見に至る考え方</p>
<p>出店地連絡会議、大府市及び住民等の意見に対する設置者の対応は、概ね妥当なものと考えられる。</p>